

平成 24 年 3 月
東京税関業務部

各 位

「輸出貿易管理令の運用について」及び「化学物質の輸出承認について」
の一部改正について

輸出令別表第2の35の3項で規制されている化学物質について、一定の濃度以下については承認を要さないこととする改正（別紙参照）が行われますので、別添のとおりお知らせします。

公布・施行 平成 24 年 3 月 5 日

別添 1 「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正について（輸出注意事項 24 第 5 号）

別添 2 「化学物質の輸出承認について」の一部改正について（輸出注意事項 24 第 6 号）

問合せ先

化学物質の輸出承認申請方法について

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課

電話：03-3501-1659

化学物質に関すること（輸出承認申請方法以外）について

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課

電話：03-3501-0080

輸出他法令の通関について

東京税関 業務部 通関総括第 4 部門

電話：03-3599-6341

【化学物質の輸出承認について 別紙第2の適用除外範囲の拡大】

輸出貿易管理令別表第2の35の3項に掲げる化学物質 (化学物質の輸出承認について 別紙第1に掲げる化学物質)		改正前の適用除外の範囲	改正後の適用除外の範囲	備考 (条約及び各個別法の適用除外)
ロッテルダム 条約担保	1	ロッテルダム条約附属 書Ⅲに掲げる化学物質 トリブチルスズ化合物 トリブチルスズ化合物以外	非意図的に含有されている場合 で、貨物の質量に対する当該化学 物質の質量の割合が1%以下の場 合(ただし以下の場合を除く。) 0.05%を超えて含有される場合 含有が確認された場合	0.05%を超えて含有される場合 0.1%以上含有されている場合
	2	農薬取締法第1条の2第1項に規定する農薬の成分で ある化学物質	含有が確認された場合	0.1%未満である場合
	3	毒物及び劇物取締法第2条第3項に規定する特定毒物	含有が確認された場合	不純物である場合
	4	労働安全衛生法施行令第16条第1項第2号から第8 号まで及び第11号に掲げる貨物	含有が確認された場合	1%以下である場合 (石綿は0.1%以下)
	5	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2 条第2項に規定する第一種特定化学物質	含有が確認された場合(副生成物 として微量含まれる場合を除く)	副生成物として微量含まれる場合 (通達3-3該当の場合) 条約上も同趣旨の除外規定有り

【その他 条約にあわせた規正対象貨物の範囲の見直し】(輸出入令の運用について 2-1-1 (5) 輸出入令別表第2の解釈の改正)

	改正前の適用除外範囲	改正後の適用除外範囲
ロッテルダム 条約 附属書Ⅲ	除外規定無し	ベノミル7%以上、カルボフラン1 0%以上、チウラム15%以上をす べて含む粉剤でない場合
	除外規定無し	1リットルにつき600gを超えて含 有する液剤でない場合
	除外規定無し	1リットルにつき1000gを超えて 含有する液剤でない場合
	除外規定無し	19.5%以上含有する乳剤でな く、1.5%以上含有する粉剤でな い場合

経済産業省

平成 24・02・22 貿局第 1 号
輸出注意事項 2 4 第 5 号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 6 2 年 1 1 月 6 日付け輸出注意事項 6 2 第 1 1 号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成 2 4 年 3 月 5 日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 6 2 年 1 1 月 6 日付け輸出注意事項 6 2 第 1 1 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 2 4 年 3 月 5 日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿易第322号・輸出注意事項62第11号）

改正後		現行	
2-1-1	輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略)	2-1-1	輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略)
(5)	輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 なお、輸出令別表第2中、次の表の「輸出令別表第2の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2（これに基づく貨物省令及び告示を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物であっても、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものは、別表第2品目に含まれないものとする。 (イ)～(ハ) (略)	(5)	輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 なお、輸出令別表第2中、次の表の「輸出令別表第2の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2（これに基づく貨物省令及び告示を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物であっても、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものは、別表第2品目に含まれないものとする。 (イ)～(ハ) (略)
輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語
28～35	(略)	28～35	(略)
35の3	附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質	35の3	附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質
	2・4・5-T、2・4・5-T塩及び2・4・5-Tのエステル化合物、アラクロール、アルドリン、アルジカルブ、ピナパクリル、カブタホール、クロルデン、クロルジメホルム、クロロベンジレート、DDT、ディルドリン、ジニトロオトルートクレンゾール (DNOC) 及びジニトロオトルートクレンゾール (DNOC) 塩 (アモンニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等)、ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物、1・2-ジブプロモエタン (EDB)、エンドスルフアーン、1・2-ジクロロエタン、エチレンオキシド、フルオロアセトアミド、HCH (異性体混合物)、		2・4・5-T、2・4・5-T塩及び2・4・5-Tのエステル化合物、アラクロール、アルドリン、アルジカルブ、ピナパクリル、カブタホール、クロルデン、クロルジメホルム、クロロベンジレート、DDT、ディルドリン、ジニトロオトルートクレンゾール (DNOC) 及びジニトロオトルートクレンゾール (DNOC) 塩 (アモンニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等)、ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物、1・2-ジブプロモエタン (EDB)、エンドスルフアーン、1・2-ジクロロエタン、エチレンオキシド、フルオロアセトアミド、HCH (異性体混合物)、

ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、リンデン、水銀及び水銀化合物（無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。）、モノクロトホス、パラチオン、ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノールのエステル化合物、トキサフェン、トリブチルスズ化合物（ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、トリブチルスズ＝フルオリド、トリブチルスズ＝メタクリレート、トリブチルスズ＝ベンゾエート、トリブチルスズ＝クロリド、トリブチルスズ＝リノリエート、トリブチルスズ＝ナフテナートを含む全て）、ペノミル、カルボフラン及びビチウラムの全てを含む粉剤、メタミドホス、ホスファアミドイン、メチルパラチオン、石綿（アクチノライト、アンソファイライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）、四エチル鉛、四メチル鉛、トリス（2・3・ジブプロモプロピル）＝ホスファート並びにこれらを含む混合物又は製剤

ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、リンデン、水銀及び水銀化合物（無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。）、モノクロトホス、パラチオン、ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノールのエステル化合物、トキサフェン、トリブチルスズ化合物（ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、トリブチルスズ＝フルオリド、トリブチルスズ＝メタクリレート、トリブチルスズ＝ベンゾエート、トリブチルスズ＝クロリド、トリブチルスズ＝リノリエート、トリブチルスズ＝ナフテナートを含む全て）、ペノミル、カルボフラン及びビチウラムの全てを含む粉剤、メタミドホス、ホスファアミドイン、メチルパラチオン、石綿（アクチノライト、アンソファイライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）、四エチル鉛、四メチル鉛、トリス（2・3・ジブプロモプロピル）＝ホスファート並びにこれらを含む混合物又は製剤

次のいずれかに該当するものを除く。

- ① ペノミル、カルボフラン及びビチウラムの全てを含む粉剤であって、ペノミル7%以上、カルボフラン10%以上、チウラム15%以上を全て含む粉剤でない場合
- ② メタミドホスであって、1リットルにつき600gを超えて含有する液剤でない場合
- ③ ホスファアミドンであって1リットルにつき1000

	(略)	(略)
38~43	(略)	(略)

gを超えて含有する液剤でない場合		④ メチルパラチオンであつて、19.5%以上含有する乳剤でなく、1.5%以上含有する粉剤でない場合
(略)	(略)	(略)
38~43	(略)	(略)

経済産業省

平成 24・02・22 貿局第 1 号
輸出注意事項 2 4 第 6 号
経済産業省貿易経済協力局

「化学物質の輸出承認について」（平成 18 年 3 月 15 日付け平成 18・03・08 貿局第 1 号・輸出注意事項 18 第 3 号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成 24 年 3 月 5 日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

「化学物質の輸出承認について」の一部改正について

「化学物質の輸出承認について」（平成 18 年 3 月 15 日付け平成 18・03・08 貿局第 1 号・輸出注意事項 18 第 3 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 24 年 3 月 5 日から施行する。

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）
 ○化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け平成18・03・08貿易局第1号・輸出注意事項18第3号）

現 行	改 正 後																																								
<p>1～6 (略)</p> <p>別紙第1</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 輸出入貿易管理令別表第2の35の3の項(6)に掲げる貨物(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質〔輸出貿易管理令の運用について〕2-1-1の(5)の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。))</p>	<p>1～6 (略)</p> <p>別紙第1</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 輸出入貿易管理令別表第2の35の3の項(6)に掲げる貨物(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質〔輸出貿易管理令の運用について〕2-1-1の(5)の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。))</p>																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>化学物質の名称</th> <th>CAS番号(例示)</th> <th>分類</th> <th>POPs条約対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(22) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(23) デカクロロペンタシクロ [5.3.0.0.0.0] デカン^{2,6,3,9,4,8}</td> <td>143-50-5</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>-5-オン(別名クロルデコン)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(24)～(28) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	化学物質の名称	CAS番号(例示)	分類	POPs条約対象	(1)～(22) (略)	(略)	(略)	(略)	(23) デカクロロペンタシクロ [5.3.0.0.0.0] デカン ^{2,6,3,9,4,8}	143-50-5	(略)	(略)	-5-オン(別名クロルデコン)	(略)	(略)	(略)	(24)～(28) (略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>化学物質の名称</th> <th>CAS番号(例示)</th> <th>分類</th> <th>POPs条約対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(22) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(23) デカクロロペンタシクロ [5.3.0.0.0.0] デカン^{2,6,3,9,4,8}</td> <td>143-50-0</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>-5-オン(別名クロルデコン)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(24)～(28) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	化学物質の名称	CAS番号(例示)	分類	POPs条約対象	(1)～(22) (略)	(略)	(略)	(略)	(23) デカクロロペンタシクロ [5.3.0.0.0.0] デカン ^{2,6,3,9,4,8}	143-50-0	(略)	(略)	-5-オン(別名クロルデコン)	(略)	(略)	(略)	(24)～(28) (略)	(略)	(略)	(略)
化学物質の名称	CAS番号(例示)	分類	POPs条約対象																																						
(1)～(22) (略)	(略)	(略)	(略)																																						
(23) デカクロロペンタシクロ [5.3.0.0.0.0] デカン ^{2,6,3,9,4,8}	143-50-5	(略)	(略)																																						
-5-オン(別名クロルデコン)	(略)	(略)	(略)																																						
(24)～(28) (略)	(略)	(略)	(略)																																						
化学物質の名称	CAS番号(例示)	分類	POPs条約対象																																						
(1)～(22) (略)	(略)	(略)	(略)																																						
(23) デカクロロペンタシクロ [5.3.0.0.0.0] デカン ^{2,6,3,9,4,8}	143-50-0	(略)	(略)																																						
-5-オン(別名クロルデコン)	(略)	(略)	(略)																																						
(24)～(28) (略)	(略)	(略)	(略)																																						
<p>別紙第2</p> <p>輸出しようとする貨物の中に別紙第1に掲げる化学物質が非意図的に含有されている場合で、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令(平成12年通商産業省令401号)第3条第1号イ(2)の規定を踏まえ、貨物の質量に対する対象化学物質の質量の割合が1パーセント(対象化学物質が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成12年政令第138号)第4条第1号イに規定する特定第一種指定化学物質である場合には0.1パーセント)未満である場合。</p> <p>ただし、上記に該当する場合であっても、以下の場合には輸出承認を要する。</p> <p>(1) 輸出しようとする貨物に別紙第1の5に掲げる化学物質(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質)の含有が測定</p>	<p>別紙第2</p> <p>輸出しようとする貨物の中に別紙第1に掲げる化学物質が非意図的に含有されている場合で、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令(平成12年通商産業省令401号)第3条第1号イ(2)の規定を踏まえ、貨物の質量に対する対象化学物質の質量の割合が1パーセント(対象化学物質が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成12年政令第138号)第4条第1号イに規定する特定第一種指定化学物質である場合には0.1パーセント)未満である場合。</p> <p>ただし、上記に該当する場合であっても、以下の場合には輸出承認を要する。</p> <p>(1) 輸出しようとする貨物に別紙第1の5に掲げる化学物質(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質)の含有が測定</p>																																								

された場合又は確認された場合。(ただし、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について(平成23年3月31日 薬食発0331 第5号、平成23・03・29 製局第3号、環保企発第110331007号)3-3に該当する場合は除く。)

(2) 輸出しようとする貨物にトリブチルスズ化合物が0.05パーセントを超えて含有されていることが測定された場合又は確認された場合。

(3) 輸出しようとする貨物に別紙第1に掲げる化学物質が0.1パーセント以上含有されていることが測定された場合又は確認された場合。((1)及び(2)に掲げる場合は除く。)

(4) 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器、油入変圧器、紙コンデンサー、油入コンデンサー、有機被膜コンデンサー、エアコンデンシヨナー、テレビジョン受信機及び電子レンジのうち、0.005パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が0.05リットルを超える貨物を輸出する場合。

別紙第3 (略)

31 第5号、平成23・03・29 製局第3号、環保企発第110331007号)3-3に該当する場合又はトリブチルスズ化合物(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に規定する第一種特定化学物質を除く。)であつて貨物の質量に対する当該化学物質の質量の割合が0.05パーセント以下の場合を除く。)

(2) 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器、油入変圧器、紙コンデンサー、油入コンデンサー、有機被膜コンデンサー、エアコンデンシヨナー、テレビジョン受信機及び電子レンジのうち、0.005パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が0.05リットルを超える貨物を輸出する場合

別紙第3 (略)